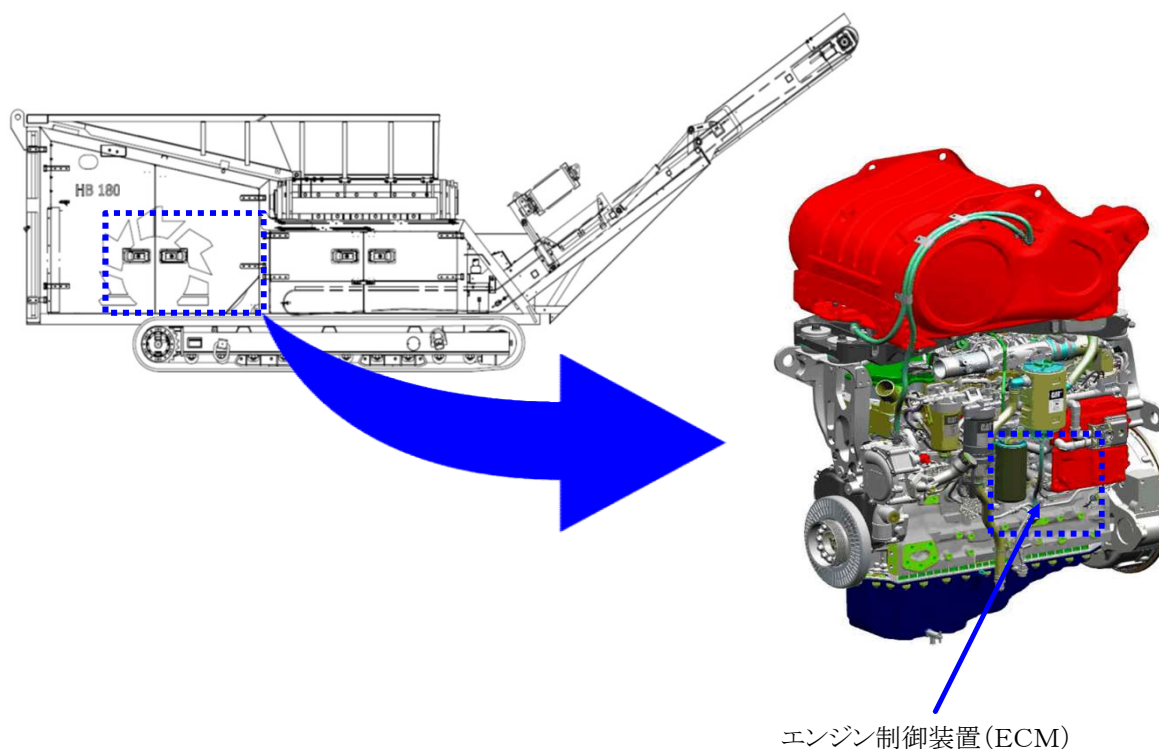


## － 改善箇所説明図 －



エンジン制御装置(ECM)

### 不具合発生箇所

尿素SCR特殊自動車において、エンジン制御装置（ECM）が尿素SCRの異常状態を検知した場合、運転者に対して注意喚起・警報を行い、その後、段階的にエンジンの出力低下等の使用制限を行う構造を有しているが、段階的な使用制限のうち、第三段階の使用制限において、運転者への周知に際し、本来意図していた取扱説明書の記載内容（50%トルク制限・エンジン回転数1000rpm制限）と異なる使用制限（50%トルク制限のみ）がかかってしまう。

段階的な使用制限とは、基本的に「警告区分1」、「レベル2」、「レベル3」の3段階になります。「レベル3」の段階において、本来はトルクを50%に制限し、エンジン回転数も1000rpm（アイドル回転数）まで低下させることを意図していましたが、現状のソフトウェアはトルクを50%に制限させるのみでエンジン回転数をアイドル回転数まで低下させるロジックが機能していなかったというものです。

※詳細は取扱説明書を参照願います。

### 改善措置の内容

対象全車両において、本来意図していた使用制限構造を有する制御ソフトウェアに変更する。

### 改善実施済車の識別

所定位置の白色マーキングにより識別する。（イメージ写真参照）

